

日本鍛造協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月3日

一般社団法人 日本鍛造協会

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和4年10月24日～11月16日
- ・ 調査企業：日本鍛造協会の正会員企業 134社を対象
- ・ 回答企業：発注企業10社（前年度20社）
受注企業22社（前年度30社）
- ・ 回答率： 発注企業7.5%（前年度14.9%）
受注企業16.4%（前年度22.4%）

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観

- 「価格改定方法の適正化」は、発注側／受注側の「実施した」／「応じてくれた」がそれぞれ70%・90%となり改善方向にあるが、価格反映には課題あり。「原材料価格変動」は受注側では80%反映されたが、「労務費」「エネルギー価格」の変動はそれぞれ、5%・27%のみの反映となり、反映が課題。
- 「原価低減要請の改善」は、発注側／受注側の「徹底した」／「受けたことはない」がそれぞれ60%、50%となり、不当な要請を50%が受けている事が判明。
- 「支払い条件」は「現金払い」の回答が発注側／受注側共に30%で改善方向。手形サイト60日を超える割合が発注側55%、受注側40%でありサイトの短縮改善も課題。
- 「型管理における適正化や改善」は、概ね昨年よりは改善方向にあるものの、「管理の課題」は半数が改善していない回答。特に「書面による取引条件の明確化」「保管費用の支払い」に課題。
- 「知的財産に関する適正な取引」については、知財権の秘密保持契約等の管理保護は発注側／受注側共に30%近くが未実施。知財に関する取り扱いの具体的手法が分からないの回答が見られた。
- 「働き方改革」に伴う適正なコスト負担について、「（発注先）が概ね負担した」は10%の低回答。

3. 令4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①合理的な価格決定

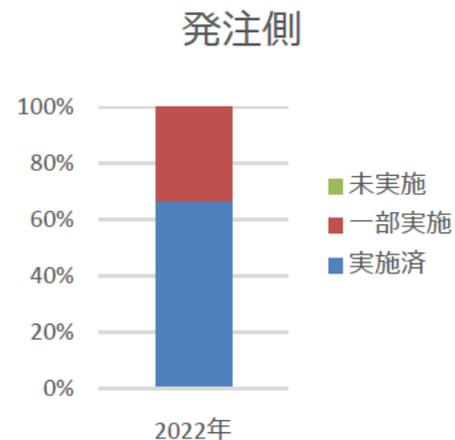
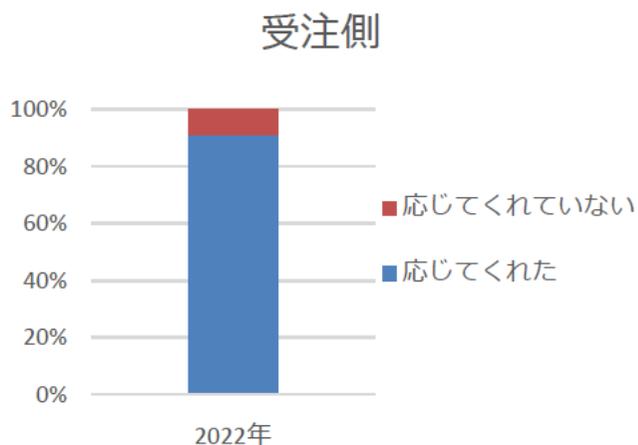
【分析結果】

- 「価格決定方法の適正化」は双方の協議について発注側／受注側の「実施した」／「応じてくれた」はそれぞれ70%・90%の回答で受注側での改善が顕著であったが、価格反映に対しては課題が残った。
- 「変動コストの反映」は「コスト全般の変動」では、概ね反映できたが受注側で27%の低回答の結果となった。その内
 - ・ 「労務費の変動」の価格への反映は発注側／受注側でそれぞれ13%・5%となり、受注側の低回答が顕著。
 - ・ 「原材料価格の変動」の価格への反映は発注側／受注側でそれぞれ70%・80%の回答で概ね反映できたとなっているが、反映のタイムラグ等の不利益が払拭されていないのが実状。
 - ・ 「エネルギー価格の変動」の価格への反映は発注側/受注側でそれぞれ67%・27%の回答で受注側の低回答が顕著。

【今後の課題】

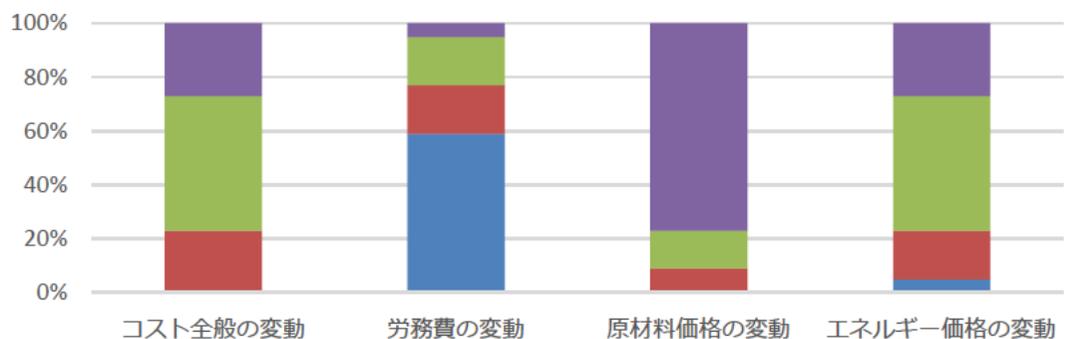
- ・ 「労務費の変動」「エネルギー価格変動」の価格への反映に苦戦した。各会員企業での経営に直結する課題となっている。

設問4-1. 2022年度に適用する単価の決定・改訂にあたり協議に応じてくれましたか。



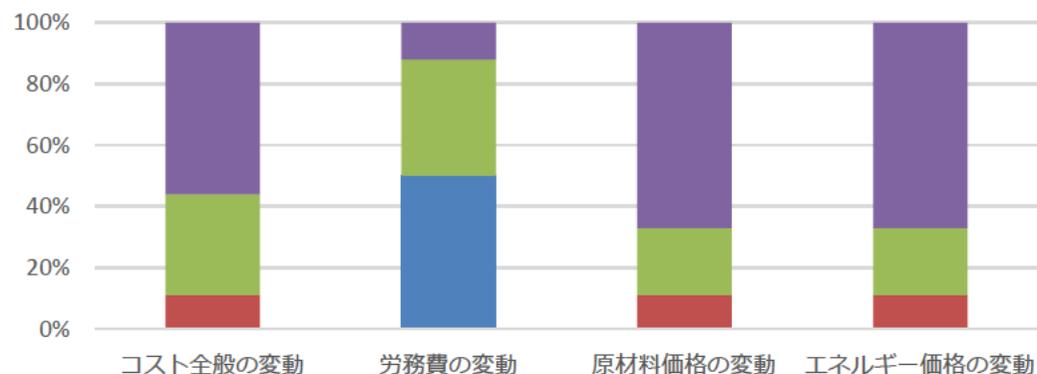
設問4-2-1. 2022年度に適用する単価の決定・改訂にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

受注側



- ④ 反映されなかった (0%)
- ③ あまり反映されなかった (1~40%)
- ② 一部反映できた (41~80%)
- ① 概ね反映できた (81~100%)

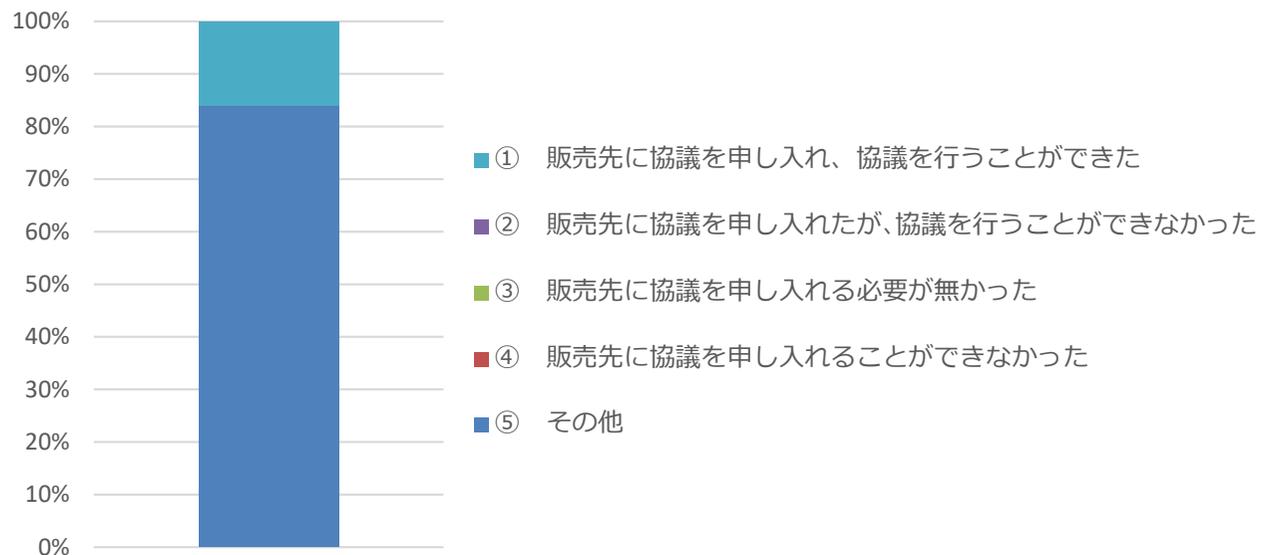
発注側



- ① 概ね反映できた (81~100%)
- ② 一部反映できた (41~80%)
- ③ あまり反映されなかった (1~40%)
- ④ 反映されなかった (0%)

設問4-3.

コスト上昇分を取引価格へ転嫁するために、貴社は、直近1年間で販売先に取引価格や単価の見直しについて協議の申し入れを行いましたか。（受注側）



【課題を踏まえた今後のアクション】

- 「合理的な価格決定」には、「発注企業の理解」「双方の納得できる協議」の前提で成り立つ。当協会の独自の調査で、値上げのエビデンスを提示しても認めてくれない。認めたととしても、市況レベルの変動の基準を都合の良いように変えられたり、要請の一律70%しか認めてもらえない等の実態が明らかに。
- そのために、会員間の情報交換会（拡大委員会）を実施して協議に臨むにあたり、経済産業省素形材産業室より発出された「エネルギー価格転嫁におけるポイント」及び当協会が纏めた「交渉のポイント」や「合理的なエビデンスのひな形」の周知をしていく。これにより、会員で情報共有し効果的な交渉につなげる。
- また、四半期ごとのタイミングでエネルギーコスト、材料等の上昇や製品価格転嫁状況の実態調査を実施して結果公表していく。
- 上記対応を踏まえ、価格交渉月間での取組に向けて効果的な動きができる準備を進めると同時に、協議できる場の設定を継続していく。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②原価低減要請

【分析結果】

- 発注側で客観的な経済合理性や十分な手続きを欠く原価低減を行わない事を徹底できた。
- 受注側で「不当な要請を受けたことはない」が50%の回答。言い方を変えれば不当な要請を50%が受けている。

【課題】

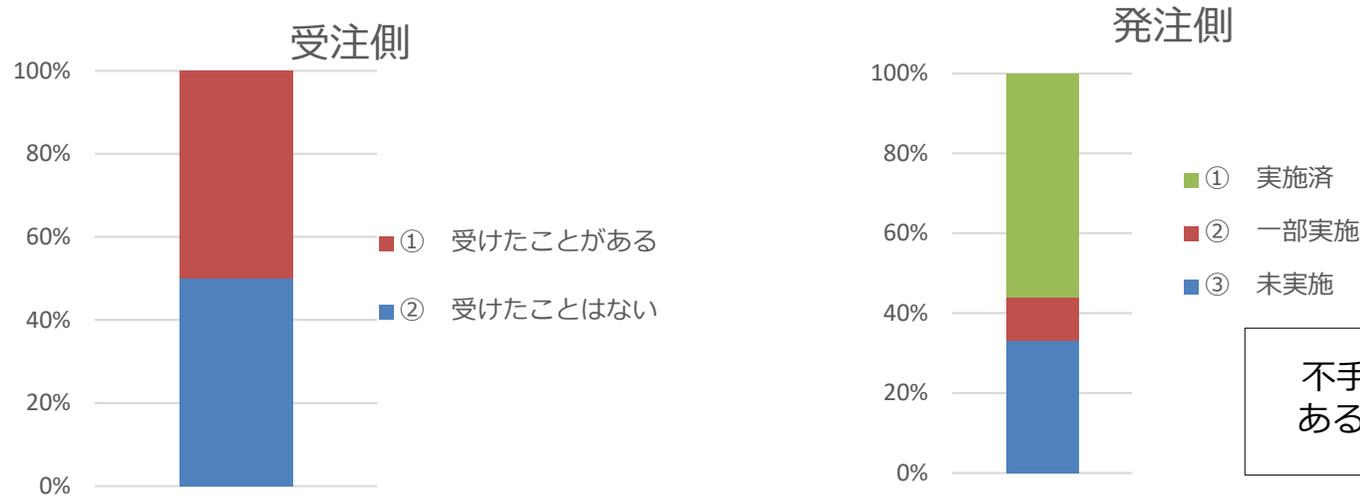
- 弊協会での情報交換会にての確認事項として、受注側での課題として、慢性化した発注側の目標値や理由のないコストダウン要請、受けない場合の親事業所による優位的地位を利用した取引の影響等があることが改めて（従来より指摘あり）鮮明となった。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 上記課題に対しては、協議をしていくより解決方法はない。理由なきコストダウンについては、きちんと反論できるロジックを構築すること、優位的地位の濫用については下請法に抵触する主張を折あるごとにきちんとしていく。反論ロジックにしる、抵触の主張をしる、協会員の情報交換会を主体に結束して対応していく。

設問5-1.

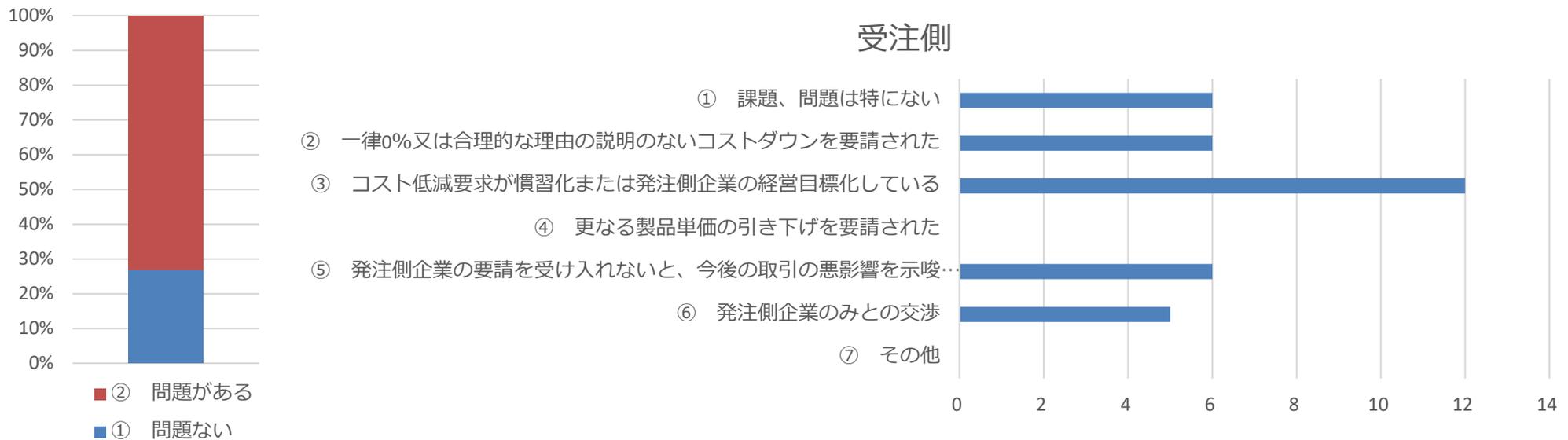
直近1年間で、販売先から客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を受けた事がありますか。



不手際な低減要請の発出は、ある・なしが50%ずつと拮抗

設問5-3.

原価低減要請について何か課題、問題はありますか。



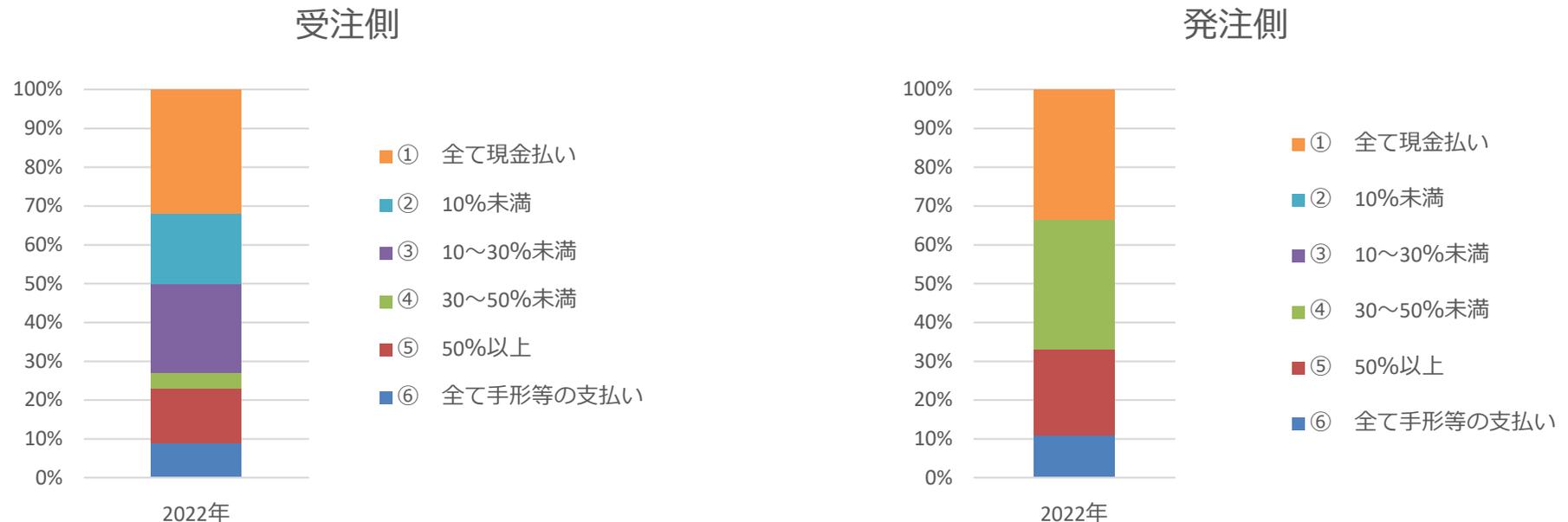
3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③支払い条件の改善

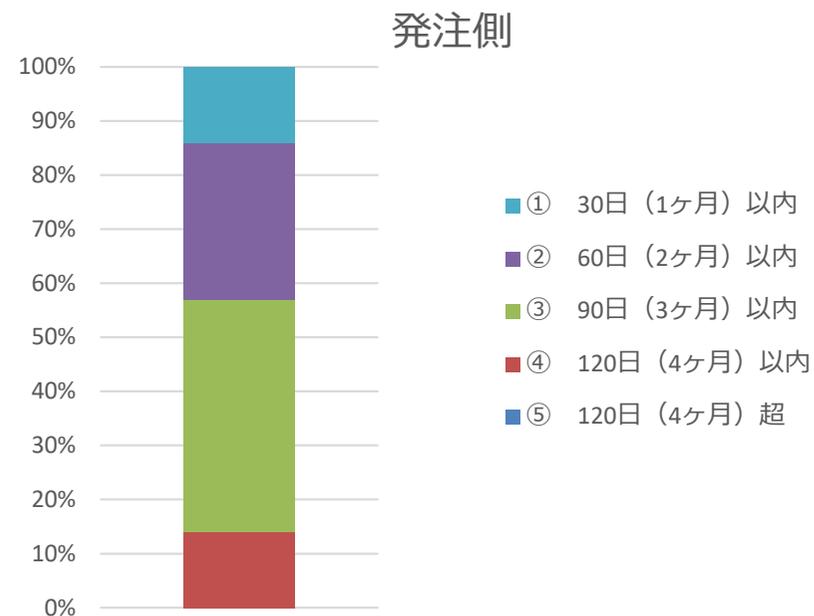
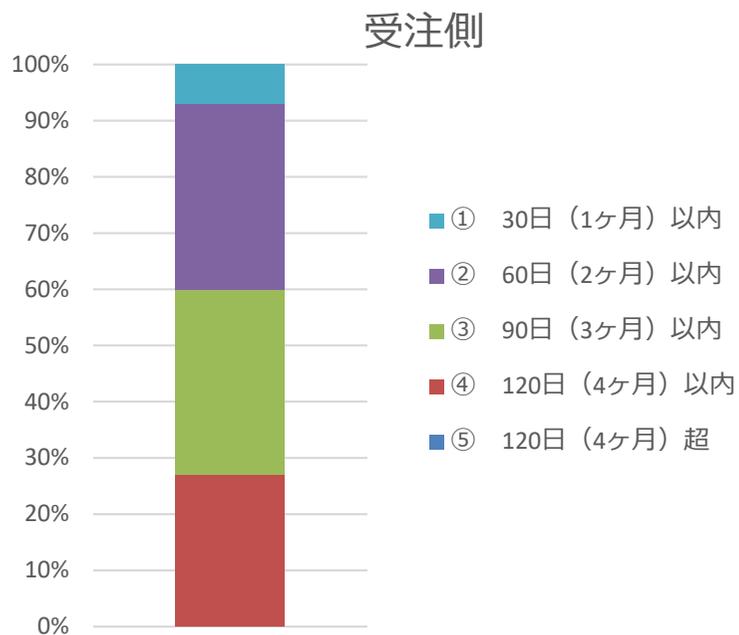
【分析結果・今後の課題】

- 現金支払いは発注側／受注側それぞれ33%・32%と改善方向にある。
- 手形サイトは受注側にて30日以内・60日以内・90日以内・120日以内・120日超はそれぞれ7%・33%・33%・27%・0%の回答となっており、60日を超えるのが60%となり、サイトの改善への取組が必要。

設問6-1. 下請代金を手形等で受け取っている割合はどれくらいですか。



設問6-2. 下請代金を手形等で受け取っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。



3. 令和3年度フォローアップ調査結果と分析

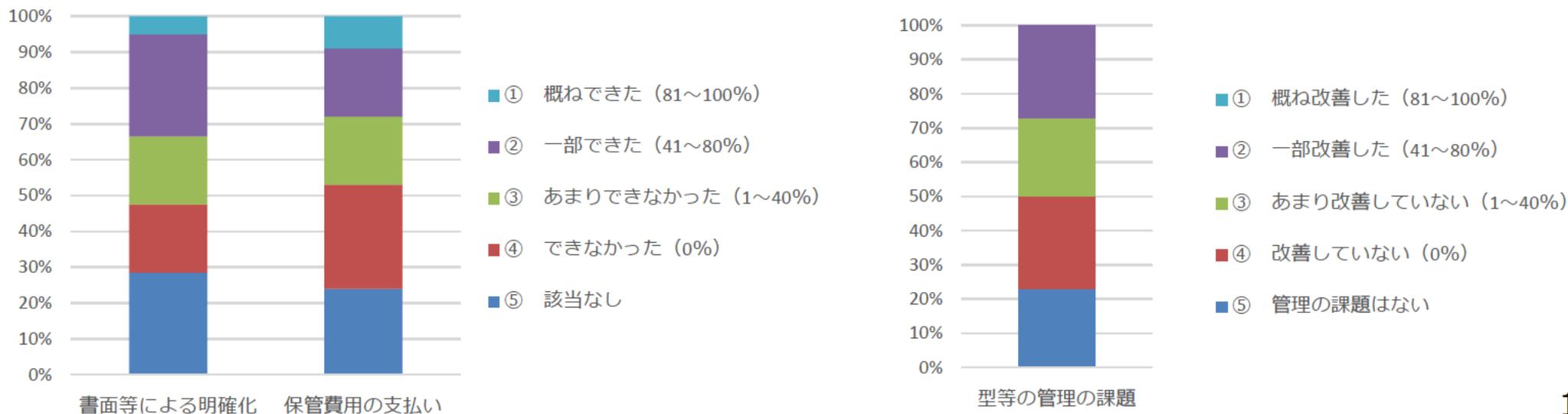
重点課題に対する取組 ④型取引、⑤知財、⑥働き方改革

④型取引

【分析結果・今後の課題・アクション】

- 受注側における型管理の適正化や改善については、「書面による取引条件の明確化」が出来なかったが53%・「保管費用の支払い」出来なかったが63%と課題が残った。
- 「型等の管理の課題」については、昨年と比較し改善していないが65%の回答となり、上記同様課題が残った。
- 上記「書面による取引条件の明確化」は、いわゆる契約書が曖昧なままで、ここにメスを入れなければ進展しない。会員間における情報共有を通じ活動できるよう促していく。

- 設問9-1. 直近1年間で、型等の管理における適正化や改善の取組は実施できましたか。
9-2. 1年前と比較して、型等の管理の課題は改善されましたか。



⑤知財

【分析結果・今後の課題】

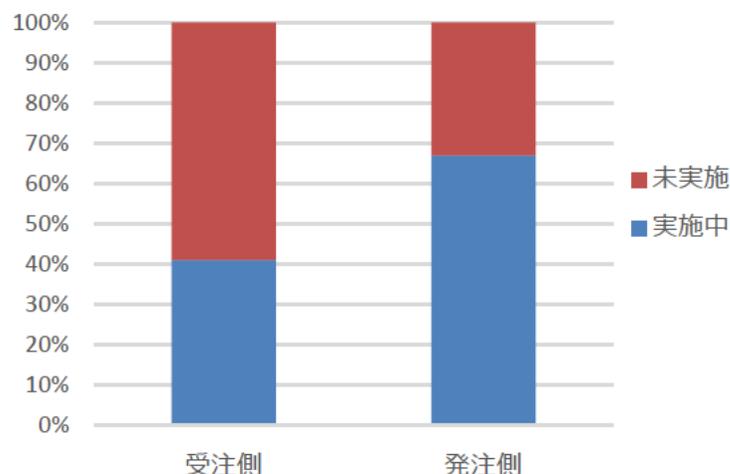
- 知財の秘密保持契約等の管理保護は発注側／受注側はそれぞれ33%・24%が未実施
- 出来ていない理由は、具体的な手法が分からない回答が多数見られた。

【課題を踏まえた今後のアクション】

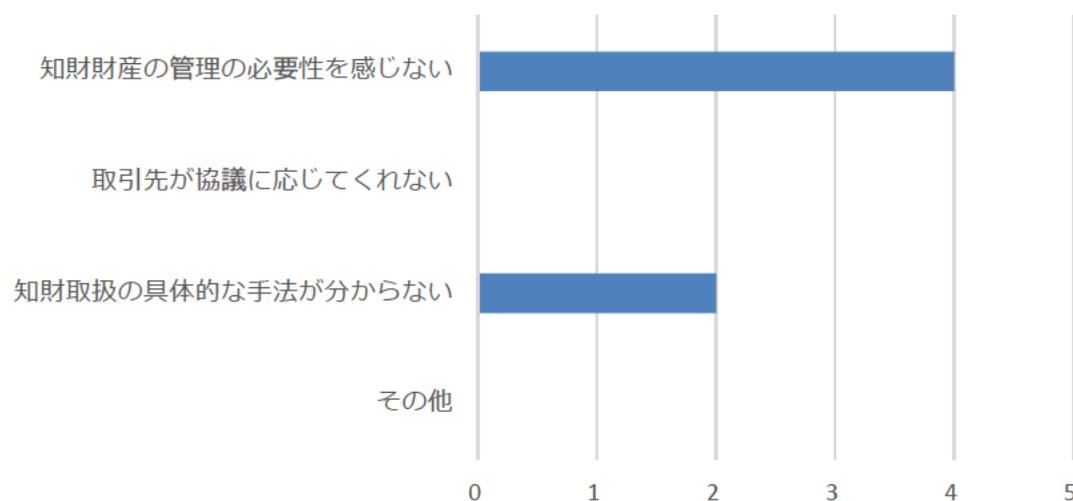
- 知財の取り扱いの明確化を図り、内容をきちんと契約書に反映出来るようにするための知識を学ぶため、セミナー等を通じ会員企業に周知徹底を図る。

設問3-5-4. 貴社において、知的財産に関する適正な取引を実現するために、取組を実施しましたか。
3-5-5.

【取組の有無】 2022年



【未実施の理由】 2022年（受注側）



⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

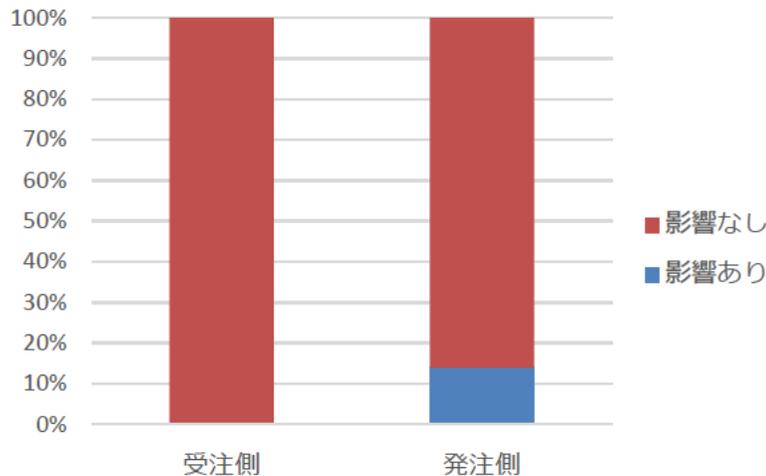
- 働き方への影響は、発注側：なし・受注側：14%が影響ありの回答。
- 販売先の適正コスト負担は、受注側では（発注先・販売先）が概ね負担したは10%にとどまる回答となった。

【課題を踏まえた今後のアクション】

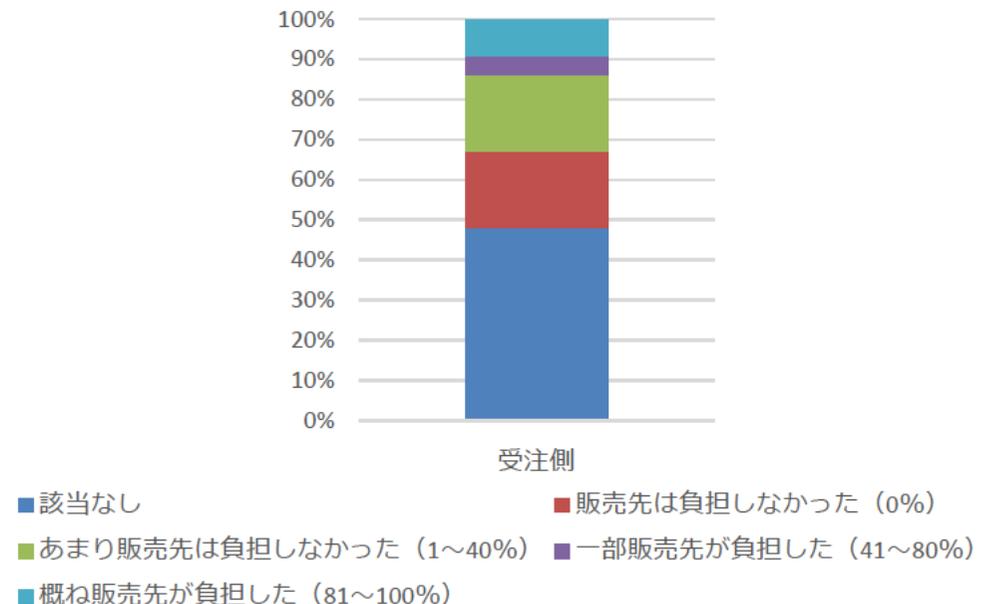
- 適正コストの負担は発注先との協議による改善が必要である。弊協会内のベストプラクティスを共有し協議に臨むよう、会員企業に周知する。

設問 8 - 1. 直近 1 年間の販売先が実施した働き方改革に関する対応の結果、受けた影響はありましたか。
8 - 2. 適正なコストを発注側企業が負担しましたか。

【影響の有無】 2022年



【発注側のコスト負担】 2022年



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- 会員企業数：134社（正会員、うち、資本金3億円超の大企業14社）
- 宣言企業数：11社（うち、資本金3億円超の大企業0社）
- 会員企業に占める宣言企業の割合：8.2%
- 資本金3億円超の大企業に占める宣言企業の割合：0.0%

【今後の取組】

- 現時点では協会として宣言企業数は少ないが、取引の適正化を進める上で有効な手段と判断されるため、会員企業への展開を継続。
- そのために協会ホームページ、JFAニュース（弊協会・月刊）にて宣言企業の開示や、宣言企業を促す活動を強化していく。

5. これまでの取組（普及活動等）

■ 情報交換会の開催

- ・ 取引適正化に向けた弊協会会員企業による情報交換会
（第1回：令和4年2月21日）
- ・ 同上（第2回：令和4年10月18日）

■ 会員企業への情報提供

(1) 協会広報紙 「JFA」（4回/年）

令和4年9月号にて「価格交渉月間フォローアップ調査結果」

(2) JFAニュース（月刊）

- ・ 234号（令和4年1月）：パートナーシップによる価値創造のための稼働円滑化に関して
- ・ 244号（令和4年11月）：「型取引適正化に向けた情報交換会」アンケート結果報告
- ・ 245号（令和4年12月）：素形材団体と日本自動車部品工業会懇談会
～取引の適正化における困りごと～

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- 課題共有と取引適正化を推進するため、令和4年度に引き続き会員企業との情報交換会を開催する。特に価格改定月間の3月・9月に向けた活動に繋げていく。
- なお、上記を効果的に進めるために、四半期ベースでのエネルギー価格（A重油・電気・ガス）・原材料価格・副資材価格を調査し会員に開示していく。
- 素形材取引ガイドライン及び自主行動計画については、理事会や各常設委員会にて説明すると同時に、協会ホームページや広報誌・月刊ニュース等を通じた情報発信の継続を行っていく。